

**滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（案）**  
**（基本ビジョン）**

平成27年 月

滋賀県教育委員会

## 目 次

はじめに

### 第1 滋賀県の特別支援教育の現状と課題および今後の方向性

#### 1 国の動向

#### 2 本県の現状と課題

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

(2) 就学指導の状況

(3) 特別支援学校高等部卒業生の就職率

#### 3 これまでの取組と今後の方向性

(1) これまでの取組

(2) 今後の方向性と特別支援教育推進のための計画の策定

### 第2 本県のめざす特別支援教育

#### 1 基本ビジョンの理念

#### 2 基本理念を実現するための7つの柱

(1) とともに学ぶ

(2) 適切な就学相談

(3) 教員の資質能力向上

(4) 発達段階に応じた指導

(5) 教育環境の整備・充実

(6) 教育における役割分担

ア 県教育委員会の役割

イ 市町教育委員会に期待される役割

(7) 社会的・職業的自立

### 第3 各学校園等における特別支援教育

#### 1 幼稚園・保育所等における特別支援教育

#### 2 小学校における特別支援教育

#### 3 中学校における特別支援教育

#### 4 高等学校における特別支援教育

#### 5 特別支援学校における特別支援教育

### 第4 関係機関との連携について

#### 1 保健・医療、福祉との連携

#### 2 労働部局や経済団体との連携

### 第5 実施計画作成に向けて

#### 1 実施計画作成の位置付け

#### 2 計画作成のスケジュール

## はじめに

今、我が国の特別支援教育は、医療の進歩、産業構造の変化、価値観の転換といった近年の急激な社会構造の変化により、大きくそのあり方が問われています。

また、障害のある子どもたちの「学びの場」についても、障害者の権利に関する条約の批准や、批准に向けての国内法の整備等により、これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育へとそのあり様を大きく変えていこうとしています。ある意味、昭和54年の養護学校の義務制施行に続く、大きな意味での第二ステージへと差し掛かっているということが出来るかもしれません。

そして、この第二ステージともいべきインクルーシブ教育では、これまでの「特殊教育（障害児教育）」や「特別支援教育」が培ってきた「障害のある子どもに対する指導の専門性」を保ちつつ、さらに障害のある子どもと障害のない子どもがともに同じ場で学ぶことが求められています。言葉をかえれば、全ての子どもたちがその生活の場である「地域」において、障害の有無にかかわらずともに学び、「地域」で生きていくための力を身に付けていく教育の実現が求められているということになります。

国のこうした大きな動きの中で、全国の知的障害特別支援学校や小中学校の特別支援学級等の在籍児童生徒数は大きく増加しており、本県においてもその例外ではありません。特別な支援を必要とする子ども達が増えているという現状は、まさしく特別支援教育への理解が進み、充実してきたことの現れでもあります。

こうした現下の状況を踏まえ、今、私達が直面している様々な課題の解決と来るべき共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、県教育委員会ではこれまで様々に検討を重ねてまいりました。

またその過程において、今年度設置した「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」（以下、懇話会）の委員からは、「障害のない子どもが障害のある子どもに何かをしてあげるというのではなく、お互いが学び合い、ともに成長していく」という視点や、「一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、可能な限り、同じ場でお互いに学び合うことが、全ての子どもたちの成長につながる」という考え方の大切さなど、「滋賀らしさ」に通じる視点と、今後の方向性としての「障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び合うことにより、地域でともに生きていくための力を育てる」といったご意見をお聞かせいただきました。

県教育委員会では、いただいたご意見を参考に、これまでの本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、今後本県がめざす特別支援教育を明らかにするため「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」として取りまとめることとしました。

また、この取りまとめにあたっては、「障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持つ力を最大限に伸ばし、自立して社会参加していけるよう、障害による学習または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を習得できる」ことを目的として、それぞれの障害の種別や程度に応じて専門的な教育を行う「特別支援教育」の役割をしっかりと担っていきたいと考えております。

その上で今後、本基本ビジョンに基づき、国や各市町教育委員会、また各学校園等や保護者および地域、関係機関、経済団体等の皆様のご協力を得ながら、本県の特別支援教育を推進し、さらなる充実を図ってまいります。

結びに、本ビジョンの策定にあたり貴重なご意見を頂戴しました懇話会委員や各市町教育委員会等関係の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、本ビジョンの実現に向け、今後一層のご支援とご協力をお願いいたします。

## 第1 滋賀県の特別支援教育の現状と課題および今後の方向性

### 1 国の動向

- 平成18年6月に学校教育法が改正され、盲・聾・養護学校が特別支援学校となり、それまでの「特殊教育」は、「特別支援教育」へと名称を変更するとともに、知的な遅れのない発達障害児を含めて、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりに応じた教育」を実施することにその考え方を大きく改めた。  
また、その具体にあたっては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の在籍する全ての学校での特別支援教育の実施が明記された。
- 平成18年12月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択され、わが国は平成26年1月にこれを批准した。この批准に向けた関連国内法の整備において、教育基本法（H18.12）や障害者基本法（H23.8）等が改正され、いわゆるインクルーシブ教育<sup>1</sup>の実施が求められることとなった。
- 平成24年7月、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）<sup>2</sup>」を取りまとめた。国はこの報告を踏まえ、平成25年8月に学校教育法施行令を改正し、これまでの特別支援学校に就学すべき子どもの障害の種別や程度を定めたいわゆる「就学基準」という考え方を廃止して、「基準該当者は、原則特別支援学校に就学する」という従来の就学先決定の仕組みを大きく改めた。
- さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年6月に公布（平成28年4月施行）され、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備が求められている。
- こうした我が国における「共生社会の形成に向けた様々な整備」が急ピッチで進む中、教育分野としての取組であるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が急務となっている。

<sup>1</sup> インクルーシブ教育(システム)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

<sup>2</sup> 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

中央教育審議会初等中等教育分科会において、障害者の権利に関する条約のインクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた教育制度の在り方等について検討され、取りまとめられた報告

## 2 本県の現状と課題

### (1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

- 本県では、ここ10年あまりにおける特別な支援を必要とする在籍児童生徒数の増加が顕著<sup>3</sup>であり、一部の特別支援学校において教室の不足等が生じてきた。

このため、これまで県立特別支援学校において校舎・教室の増築や養護学校の再編整備<sup>4</sup>を行うとともに、高等養護学校<sup>5</sup>の新設と定員増および高等部分教室<sup>6</sup>の新設を行い、児童生徒数増加への対応を進めてきた。

ここ1～2年の在籍児童生徒数をみると、湖北や湖西等の地域では既に増加が止まり、あるいは減少に転じる等の傾向が出てきているが、その一方で湖南地域を中心に、引き続きの増加傾向が見られることから、さらなる対応策の検討が求められている。

- 公立小中学校の特別支援学級の在籍児童生徒数についても大きく増加しており、特に知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級で顕著である。学級規模は、知的障害学級で4.92人/級、自閉症・情緒障害学級で4.47人/級と、他の障害種別（平均して1.08人/級）と比べて大きくなっている。このため、指導の充実に向け、教育環境の整備とともに指導を担当する教員の専門性<sup>7</sup>の向上が求められている。

- 通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒についても、この8年あまりで、小中学校の校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断した率がおよそ2倍に増加し、全国の平均値と比較しても大きく上回っている。このため、全ての学校種の全ての教員の障害理解や障害特性に合わせた指導など、特別支援教育に対する理解と特別な支援を必要とする児童生徒への指導力の向上が求められている。

<sup>3</sup> 特別な支援を必要とする児童生徒の増加の状況

平成15～25年度の学校基本調査による在籍児童生徒の増加率をみると、本県特別支援学校では1.77倍（全国1.39）で増加率1位。小中学校の特別支援学級では、2.39倍（全国2.04倍）で増加率8位。なお平成25年度の年少人口（5～19歳）1,000人あたりの公立特別支援学校在籍率は、本県は9.55人で全国4位（1位は和歌山県で9.93人）

また、平成26年度の本県公立小中高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒の内、特別な支援を必要とする者は、小学校で9.82%、中学校で7.32%、高等学校で2.91%であり、義務教育段階では9.00%と全国平均値6.5%（H25.12文科省調）に比して高い。また増加の状況も、平成18年度の3.52%から平成26年度には9.00%（2.56倍）と増えている

<sup>4</sup> 養護学校の再編整備

平成20年4月に、県立八幡養護学校（肢体不自由単独校）を四肢併設の県立野洲養護学校に移転して再編整備し、県立八日市養護学校（知的障害単独校）を同地において四肢併置校に再編、併せて両校と草津養護学校との間で通学区を見なおした

<sup>5</sup> 高等養護学校

平成18年に県立長浜高等養護学校、平成19年に県立甲南高等養護学校、平成25年に県立愛知高等養護学校を開校。高等学校敷地内に併設された各高等養護学校では、ノーマライゼーション理念の実現を踏まえ、学校行事や部活動などを一緒に実施している

<sup>6</sup> 高等部分教室

平成25年に、県立石部高等学校内に県立三雲養護学校高等部の分教室を、県立伊吹高等学校内に県立長浜養護学校高等部分教室を、それぞれ設置した

<sup>7</sup> 専門性

専門性の例として、①特別支援教育全般に関する基礎的な知識（制度的・社会的背景・動向等）、②各障害種の幼児児童生徒の心理（発達を含む）・生理・病理に関する一般的な知識・理解、障害のある子どもの心理や障害の生理・病理に関する知識・理解、③教育課程、指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力などが挙げられる

## (2) 就学指導の状況

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の状況を見ると、市町間で在籍率に大きな差<sup>8</sup>が生じている。

その背景には、各市町の就学指導委員会において、審議対象となった者の比率に大きな差<sup>9</sup>があることや、その審議結果も大きく異なる傾向<sup>10</sup>が見られ、県内の各市町における就学指導の状況に大きなばらつきが見受けられる。このばらつきの原因としては、障害の程度の捉え方について、各市町間で解釈に幅が見られることなどが考えられる。

- 就学にあたっては、県内どの市町においても、同質の指導や相談が受けられることが望ましいことから、就学指導のあり方について各市町と連携した検討が必要である。

## (3) 特別支援学校高等部卒業生の就職率

- 平成 20 年度以降の県立特別支援学校高等部卒業生の企業等就職率<sup>11</sup>をみると、平成 20 年度をピークに平成 23 年度まで年々低下した。その後は、徐々に回復する傾向にあり、平成 25 年度卒業生では平成 20 年度を若干上回る率となったが、それでもなお全国平均値を下回っている。

- 生徒の自立と社会参加を進めるためにも、生徒の卒業後の就労実現に向けた取組は大切であり、早急な職業教育の充実と就職率の向上のための手立てが求められている。

<sup>8</sup> 市町間の差

平成 25 年度に特別支援学校と特別支援学級を合わせた在籍率の最も高かった市町は、小学校段階では 6.8% (県平均 3.3%)、同じく中学校段階で 5.0% (2.9%)、高等学校段階で 3.1% (1.6%) となっている

<sup>9</sup> 審議対象者率の差

平成 25 年度に小学校の新 1 年生で入学した児童における各市町の就学指導委員会で審議対象となった児童の率は、全国平均 3.48% に対し、本県の平均は 7.20%。最も高い市町の率は 22.9% で、最も低い市町が 1.0% であった

<sup>10</sup> 審議結果の差

審議の結果、特別支援学校への就学が適当と答申された者は、県平均で 13.63% に対し、最も高い市町で 33.33%、最も低い市町で 0% であった。同様に特別支援学級では、県平均 55.59% に対し、最も高い市町で 80.40%、最も低い市町で 0%。さらに通常の学級相当とされた者については、県平均 30.78% に対し、最も高い市町で 96.00%、最も低い市町で 11.11% であった

<sup>11</sup> 県立特別支援学校卒業生の就職率

ここ 5 年余りでは、平成 20 年度の 24.9% から平成 23 年度の 16.5% まで年々低下し、その後平成 24 年度に 17.5%、平成 25 年度に 25.0% と上昇してきた。しかし、全国平均値も年々上昇しており、平成 20 年度に 23.7% であったものが、平成 25 年度には 28.4% に達している。また、平成 25 年度の高等養護学校 2 校の就職率は 82.2% と開校以来の最高値となったが、高等養護学校以外の学校の就職率は 14.7% にとどまり、その改善が大きな課題となっている

### 3 これまでの取組と今後の方向性

#### (1) これまでの取組

- 県教育委員会では、県立特別支援学校児童生徒在籍増への対応を進めるため、校舎・教室の増築<sup>12</sup>と県立養護学校の再編整備を進めてきた。

さらにこれに加え、平成 24 年 10 月には、当面の教室不足への対応として「知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策について<sup>13</sup>」を策定し、知肢併置の養護学校 3 校での教室棟の増築や、高等養護学校 1 校と高校敷地内に開設する養護学校高等部分教室（2 教室）の設置<sup>14</sup>を進めてきた。

- 小中学校においては、特別支援学級対象の児童生徒の在籍増に対応するため、特に、知的障害と自閉症・情緒障害の特別支援学級の増設を進め、平成 26 年度では全体の 79.5%を占めるに至っている。

- 小中学校在籍の発達障害児の指導については、これまで県内 57 教室の通級指導教室<sup>15</sup>を開設するなどして対応してきた。特に平成 18 年度以降は、新たに開設する通級指導教室の全てを発達障害に関する指導教室とするなど、発達障害児への指導の充実に努めている。

- 就学指導については、平成 25 年 2 月に滋賀県就学指導委員会から、望ましい就学指導のあり方について、「インクルーシブ教育システム構築に向け、就学指導を見直す」等の提言<sup>16</sup>を受け、現在、望ましい就学相談システムの構築に向け、県内における統一的な指標づくりや就学相談関係者の専門性向上等の取組を進めている。

- 特別支援学校高等部卒業生の就職率向上に向けては、就労支援員を配置するとともに、企業の知見を生かした教育課程の改善や指導プログラムの開発、また職業に関する

<sup>12</sup> 校舎の増築等

草津養護学校（H23：9 教室）三雲養護学校（H23：6 教室）野洲養護学校（H24：10 教室）

<sup>13</sup> 知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策

校舎の増築：甲南高等養護学校（H25：3 教室）北大津養護学校（H27：4 教室他）野洲養護学校（H27：100 人規模で普通教室および特別教室の整備）長浜養護学校（H29：6 教室他）

<sup>14</sup> 高等養護学校等の新設

平成 25 年度に、愛知高等養護学校の新設と養護学校高等部分教室の新規開設（伊吹高校内に、長浜養護学校高等部分教室、石部高校内に、三雲養護学校高等部分教室）を行う

<sup>15</sup> 通級指導教室

学校教育法施行規則（140・141 条）に基づき、小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の内、障害の程度が比較的軽い者に対し、主として各教科等の指導は通常の学級で行いながら、個々の児童生徒の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）を設けて行うもの。平成 26 年度は、言語障害 23 教室と発達障害 34 教室を設置している。H26.5.1 現在、小学校は 50 教室（対象児童 1,092 名）、中学校は 7 教室（対象生徒 111 名）である

<sup>16</sup> 県就学指導委員会からの提言

県就学指導委員会は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念である「可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられることを実現するため」として、「就学指導における基本的な方向性」など、全部で 6 つの観点から提言を行った



る基本的な技能を身に付けるための新たな仕組みづくりとしての技能検定の開発等<sup>17</sup>を進めている。

- また、高等学校における発達障害生徒への指導の充実と個別の指導計画の作成を進めるため、平成26年度からの3年間で、県内全ての県立高等学校に専門家チームを派遣<sup>18</sup>し、ケースカンファレンスを含めた指導の充実や教員の専門性向上を図ることとしている。

## (2) 今後の方向性と特別支援教育推進のための計画の策定

- 本県では、平成26年3月策定の「第2期滋賀県教育振興基本計画」において、その計画の主要な柱として「インクルーシブ教育システム」の構築に向け「可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮するとともに、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行う」こととし、県を挙げての主要な施策として位置付けている。
- また県教育委員会では、特別支援学校や小中学校の特別支援学級、また通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の在籍増加への対応を含め、これまでの本県特別支援教育を抜本的に見直し、指導の充実などの諸課題への対応を進めるべく、今後の本県特別支援教育のあり方について、平成26年度に外部有識者から意見聴取を行った。

### 【有識者等からの意見聴取】 ～「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」～

県教育長から、委員に対し ①インクルーシブ教育システムの構築をめざした取組の促進に関すること ②適切な教育のための就学相談・支援に関すること ③進路実現に向けた、教育の充実と新しい学校づくりに関すること ④望ましい通学支援のあり方に関すること ⑤在籍増への対応に関すること の主に5つの観点から、今後の本県特別支援教育のあり方について意見を聴取

<sup>17</sup> 指導プログラムと技能検定

それぞれの研究開発を行う研究校を指定。指導プログラムは、北大津養護学校で開発。技能検定は「しがごと検定」として甲南高等養護他、高等養護学校3校で開発。それぞれ学識経験者や関連企業の参画を得て進めており、平成27年度に試行、平成28年度の全面実施をめざしている

<sup>18</sup> 専門家チームの派遣

専門家チームは、大学教授や臨床心理士などの専門家と県教育委員会の指導主事とがチームを組んで、年間7回学校を訪問し、具体の生徒のケースカンファレンスを含めた指導方法の研修や、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成支援などを行っている（単年度で18校程度を訪問）

懇話会の委員<sup>19</sup>からは、次のような意見が示された

- 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び合うことにより、「地域でともに生きていくための力を育てる」

(そのため)

- ・ 全ての教員の特別支援教育の専門性向上を含め、合理的配慮<sup>20</sup>の検討や基礎的環境整備を進めていくとともに、県と市町、各学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくためのシステムを構築する
- ・ 一人ひとりの障害に応じた自立と社会参加ができるようきめ細かな教育の充実を図るとともに、障害のある子どもの職業的自立をめざし、より一層職業教育、進路指導の充実を図る

- これらの国の動向や本県の課題、またこれまでの本県特別支援教育の取組状況や懇話会委員からの意見等を踏まえながら、「地域でともに学ぶ」仕組みづくりをめざした「滋賀ならではの特別支援教育」を推進していくためには、インクルーシブ教育システム構築に向けた積極的かつ具体的な計画の策定が必要である。
- さらに、この「滋賀ならではの特別支援教育」を推進するにあたっては、「きめ細かな就学・進路指導をとおした社会的・職業的自立の実現」をめざすことが望ましい。
- このため、今後、本県がめざす特別支援教育を明確にするための「基本ビジョン」を策定するとともに、基本ビジョンの実現に向けて、具体の施策を取りまとめる「実施計画」を策定する。

<sup>19</sup> 「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」と委員

本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、インクルーシブ教育システムの構築を見据えた今後の本県特別支援教育の方向性について有識者から意見を聴取するために設置したもの。委員は、学識経験者や市町教育長、校長会、PTA、当事者団体などの各代表など20名からなり、H26.5からH27.1にかけて計4回の会議を開催した。H27.1に、懇話会座長から「懇話会委員意見のまとめ」が県教育長に報告された

<sup>20</sup> 合理的配慮

障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

## 第2 本県のめざす特別支援教育

近年の急激な社会構造の変化、例えば、医療の進歩による発達障害等の診断の増加、産業構造の変化による就労の困難性の増大や、価値観の転換によるニーズの多様化等、障害のある子どもたちを取り巻く環境は急激に変化している。

こうした社会環境の変化の中、国の進めるインクルーシブ教育システムの構築は、本県にとっても、来るべき共生社会の形成に向けて欠かすことのできない課題となっていることから、県教育委員会では、本県の共生社会の形成に向けた教育分野での取組として「インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり」を本県のめざす特別支援教育のあり方として定め、市町教育委員会の理解と協力のもとに、滋賀ならではの特別支援教育を推進していくこととした。

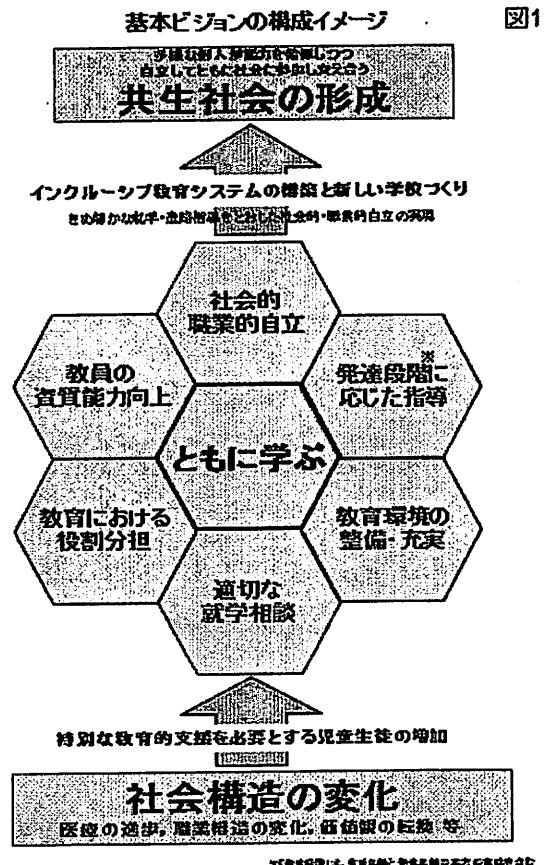
### 1 基本ビジョンの理念

#### <基本理念>

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び合うことにより「地域でともに生きていくための力」を育てる

#### <考え方>

- 障害のある子どもも障害のない子どもも一人ひとりが輝く存在であり、お互いが学び合うことで、ともに成長していくことができる
- 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で互いに学び合うことは、全ての子どもの成長につながる
- 発達段階に応じた十分な教育を受けられることを前提に、それぞれの設置者が各学校園等をしっかりと支援する



## 2 基本理念を実現するための7つの柱

この基本理念に基づき、その達成のための柱（観点）を次の7点にまとめた。

### <基本理念を実現するための7つの柱（観点）>

#### (1) とともに学ぶ

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことを推進する。

#### (2) 適切な就学相談

子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択（見直し）できるよう、適切な就学相談を推進する。

#### (3) 教員の資質能力向上

障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行えるよう、教員の資質能力の向上を図る。

#### (4) 発達段階に応じた指導

障害のある子どもの持てる能力の伸長を図り豊かな成長を促すために、各学校園等での発達段階に応じた指導の充実を図る。

#### (5) 教育環境の整備・充実

教育環境の整備・充実を図るため、合理的配慮の検討や基礎的環境整備を進める。

#### (6) 教育における役割分担

インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが役割を分担しながら、取組が円滑に進められるよう連携協力する。

#### (7) 社会的・職業的自立

障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導の充実と環境の整備を進める。

まず基本理念の主要な柱として、「ともに学ぶ」を中心におき、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことをめざす。

その上で、この「ともに学ぶ」を支える周りの柱として、地域で学ぶことや学びの場を柔軟に選択することなどを踏まえた「適切な就学相談」を推進する。

さらに、子どもたちがそのニーズに応じた十分な教育を受け最大限度までその能力を伸長できるよう、各学校園等における「教員の資質能力向上」と、「発達段階に応じた指導」を進める。

また、こうした各学校園等での取組を支援するため、県や市町において「教育環境の整備・充実」を図り、それぞれが「役割分担」をしながら連携協力して取り組む。

これら取組を通して、障害のある児童生徒の自立に向けた意欲を高め、「社会的・職業的自立」による『自立と社会参加』を進める。

### (1) とともに学ぶ

- それぞれの子どもにとって授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごすことができるなど、障害のある子どもが十分な教育を受けられることを前提に、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに学ぶことをめざす。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、ともに学び合うことにより、互いに尊重し支え合いながら生きる共生社会の形成者としての資質を高める。
- 障害のある子どもは、障害のない子どもと地域でともに学ぶことで、地域とのつながりを保ちながら、「社会で自立できる自信と力」を育み、また障害のない子どもは「心のバリアフリー」を育む。

### (2) 適切な就学相談

- 関係する法令等の趣旨に則り、全ての子どもが地域の小中学校に就学し得るということ視野に入れ、保護者や関係者に対する適切な情報提供を行う等して、県内どの市町でも同じ指導が受けられる就学相談のシステムを構築する。
- 就学相談のシステムは、就学の後も子どもの障害状況の変化のみならず、教育環境等の条件の変化によっても柔軟に就学先を見直していくことができることを踏まえ、子どもの発達や適応の状況、また教育環境等を勘案しながら、柔軟に就学先の選択や見直しが行えるよう配慮する。
- 特に、小学校就学前における早期での対応が重要とされていることから、幼稚園・保育所等での指導の充実を図るとともに、小学校（または特別支援学校小学部）への個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した円滑な引継ぎを充実する。

### (3) 教員の資質能力向上

- 保護者は、常に障害のある子どもの育ちについて不安と期待が交差している。こうしたことから、教員は保護者の障害理解を支援し、かつ指導できる資質と力量を養う。

- どの子どもにもわかりやすいユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業づくりや学級づくりを進め、校内で研鑽するなどして、教員全体の力量の向上を図る。
- 障害のある子どもと障害のない子どもがお互いのよさを学び合う教育活動が展開できるよう、教員の特別支援教育にかかる専門性の向上を図る。
- 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上とコーディネーターを中心とした学校園等の推進体制を一層整備し強化する。
- 障害のある子どもへの理解を深め、障害のある子どもに対する指導力を向上させる。このため、研修の推進を図るとともに、特別支援学校教員と特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上をめざす。  
     なお、特別支援教育士や学校心理士、臨床発達心理士などの各種の資格取得も専門性の向上には有効であり、積極的な取得が期待される。
- 特別支援学校と小中高等学校との人事交流により、教科指導や特別支援教育等の互いの資質能力の向上を図るとともに、障害のある子どもが地域で学ぶことのできる環境づくりを進める。

#### **(4) 発達段階に応じた指導**

- 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮して、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために、必要な知識、技能、態度および習慣を養う。
- そのため、一人ひとりの子どもに対して、幼稚園・保育所等（幼稚部）、小学校（小学部）、中学校（中学部）、高等学校（高等部）といった発達段階に応じて、個々の子ども障害を踏まえた一貫した指導をめざす。
- また、各学校園間における円滑な接続と、一貫した指導を進めるために、各学校園等での個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成とその活用を促進し、円滑な引継ぎに努める。

#### **(5) 教育環境の整備・充実**

- 合理的配慮の検討や基礎的環境整備の推進のため、幼小中高等学校や特別支援学校それぞれにおける施設・設備等のハード面や、教育課程の整備と指導力の向上また人的配

置等のソフト面との両面において、その整備・充実を進める。

- 県と市町それぞれの教育委員会が、インクルーシブ教育システム構築に向けた施策を充実させ、学校園等を十分に支援していく。
- 指導の充実と専門性を担保しながら、「ともに学ぶ」ための手立てを工夫する。また、そのための方法の一つとして、地域の小中学校と特別支援学校の両方に籍を置くことで地域とのつながりを保ちながら、特別支援学校の専門的な指導も受けられるようにする「副次的な学籍」等の新たな仕組みづくりを検討する。
- 障害の程度に関わらず児童生徒の「障害のない子どもとともに学びたい」とのニーズに応えられるよう、地域の小学校や中学校等への特別支援学校分教室の設置について、その設置形態も含めて研究する。
- 中長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進める。

## (6) 教育における役割分担

### ア 県教育委員会の役割

- 障害のある子どもや保護者への相談・支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局・機関間の連携協力を円滑にするための全県的なネットワークづくりを進める。
- 市町教育委員会の考え方や方向性、また課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、小中学校や学校の設置者である市町教育委員会に対して特別支援教育体制の充実のために必要な支援を行う。
- 特別支援教育体制の充実のため、県総合教育センターの研修機能の強化を図るとともに、県総合教育センターと学校園等との連携を強化する。
- 幼小中高等学校等における特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等の特別支援教育担当者を中心に、特別支援教育に係る専門性の向上を図る。
- 幼小中高等学校等における特別支援教育の体制強化のため、県立特別支援学校による助言や支援機能を積極的に活用できるよう特別支援学校のセンター的機能を強化

する。

- 特別支援学校教員と地域の小学校、中学校および高等学校教員との人事交流を促進し、特別支援教育に関する資質能力の向上を図るとともに、それぞれの学校における特別支援教育の推進体制を強化する。

#### イ 市町教育委員会に期待される役割

- 障害のある子どもや保護者への相談・支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局・機関間の連携協力を円滑にするための市町内のネットワークづくりを進める。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、同世代の子ども同士として関係を築き、将来の自立と社会参加に向けて力を付けていくことができるよう、本人が生活する身近な地域の学校でともに学ぶことができる体制づくりを進める。
- インクルーシブ教育システムの構築をめざし、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学びながら、お互いが育ち合い支え合う教育を進められるよう、教育環境を整えるとともに、その教育内容の充実を図る。

#### (7) 社会的・職業的自立

- 中学校、高等学校や特別支援学校における教育課程や指導方法の見直しを行うとともに、日常生活能力の向上や職業教育の充実のための環境整備を進める。
- 障害の重い子どもの生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくための教育の充実をめざす。
- 生徒が一人でも多く就職を希望できるよう、生徒の就労意欲を高め、職業教育をはじめとしたキャリア教育の充実を図る。
- 対人関係に困難さのある生徒に対するソーシャル・スキル・トレーニングを充実し、コミュニケーション能力等の社会生活能力の向上を図る。



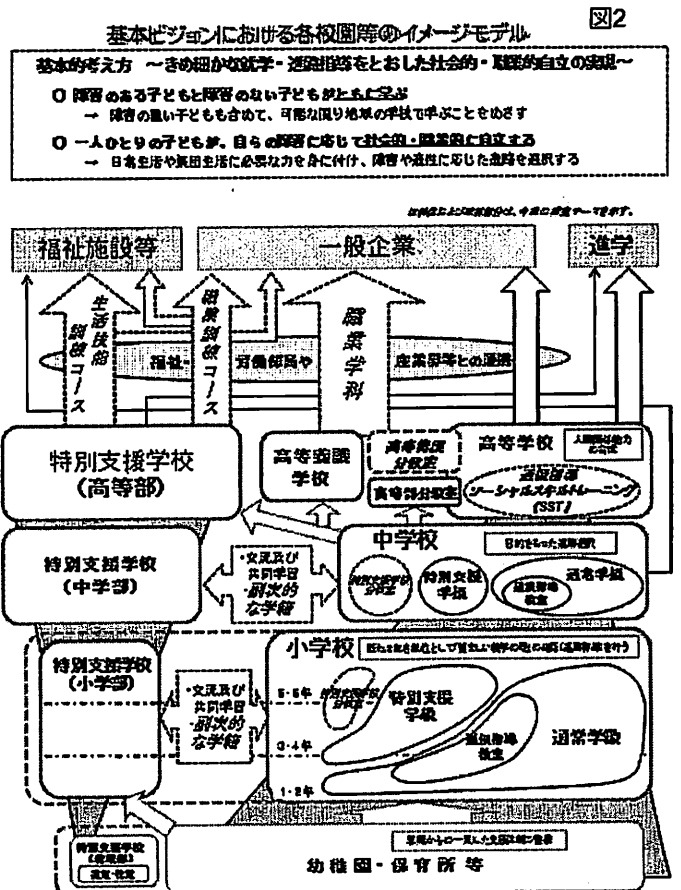
### 第3 各校園等における特別支援教育

#### 1 幼稚園・保育所等における特別支援教育

- 一人ひとりの障害特性に合ったあそびや運動等活動の充実を図りながら、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等）を育てる。
- 小学校への就学相談に当たっては、本人・保護者への適切な情報の提供のもと、子どもの障害の状態や教育的ニーズ、また保護者の意見や希望等を丁寧に把握した上で、関係する法令の趣旨を踏まえた、最も望ましい学びの場の選択ができるよう努める。
- 特別支援学校等の助言または援助を活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどして、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

#### 2 小学校における特別支援教育

- 障害のある児童と障害のない児童がともに学ぶ体制づくりを進める。
- 一人ひとりの障害特性に合った運動や学習等の活動の充実を図りながら、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等）を育てる。
- 校長のリーダーシップの下、校内委員会等の体制を充実させ、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成とその活用、および教員の障害理解と指導力の向上に取り組む。



- 教員の専門性の向上をより確かなものとするため、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の所持率を向上させる。
- 特別支援学校等の助言または援助を積極的に活用し、個々の児童の障害の状態等に応

じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

- きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、望ましい学びの場となるよう柔軟に就学先を見直す。
- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を促進する。
- 障害のある児童の生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める。そのため、就学前の幼稚園・保育所等や、卒業後の中学校、および特別支援学校等との連携と交流を図り、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の機会を積極的に設ける。

### 3 中学校における特別支援教育

- 障害のある生徒と障害のない生徒がともに学ぶ体制づくりを進める。
- 就労に向けた基礎的な体力を養い、卒業後の豊かなスポーツライフの実現をめざして、一人ひとりの障害特性に合った運動の充実を図る。
- 校長のリーダーシップの下、校内委員会等の体制を充実させ、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成とその活用、および教員の障害理解と指導力の向上に取り組む。
- 教員の専門性の向上をより確かなものとするため、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の所持率を向上させる。
- 特別支援学校等の助言または援助を積極的に活用し、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、望ましい学びの場となるよう柔軟に就学先を見直す。
- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を促進する。
- 障害のある生徒の生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める。そのため、小学校や卒業後の高等学校、また特別支援学校等との連携と交流を図り、障害のある生徒と障害のない生徒との交流及び共同

学習の機会を積極的に設ける。

- 障害のある生徒の望ましい進路実現に向けて、本人・保護者に適切な情報を提供し、目的をもった進路選択となるよう指導・支援する。

#### 4 高等学校における特別支援教育

- 校長のリーダーシップの下、校内委員会等の体制を充実させ、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成とその活用、および教員の障害理解と指導力の向上に取り組む。
- 特別支援学校等の助言または援助を積極的に活用し、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 就労に向けた基礎的な体力を養い、卒業後の豊かなスポーツライフの実現をめざして、一人ひとりの障害特性に合った運動の充実を図る。
- 発達障害等の生徒に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の弾力的な運用等を工夫し、通級指導やソーシャル・スキル・トレーニング（SST）、少人数指導等の研究を行うなど、個々の生徒の障害特性に合った指導の充実を図る。
- 高等養護学校や特別支援学校高等部分教室のセンター的機能を活用し、指導の充実と専門性の向上を図る。
- 発達障害生徒等の進路指導に当たっては、進学にあつては大学入試センターや進学希望先大学などと、また就職にあつては医療、福祉、労働などの関係機関との十分な連携のもと、適切な本人・保護者への情報提供と支援に努める。

#### 5 特別支援学校における特別支援教育

- 幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた自立と社会参加に向けて、生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくためのきめ細かな教育を充実する。
- 幼稚部・小学部においては、一人ひとりの障害特性に合った運動や学習等の活動の充実を図りながら、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等）を育てる。  
中学部・高等部においては、就労に向けた基礎的な体力を養い、卒業後の豊かなスポ

ーツライフの実現をめざして、一人ひとりの障害特性に合った運動の充実を図る。

- 高等養護学校や特別支援学校高等部の教育課程を見直し、新たな学科の設置等により、生徒の社会的自立や職業的自立に向けた指導の充実を図る。
- 障害のある子どもの生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める。そのため、幼稚園・保育所等や小学校、中学校、高等学校等との連携と交流を図り、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の機会を積極的に設ける。
- 特別支援教育に関するセンター的機能の強化を図り、幼小中高等学校等の教員への支援を充実させる。
- 教員の専門性の向上をより確かなものとするため、全ての特別支援学校教員に特別支援学校教諭免許状の取得をめざす。
- 各障害種の指導の専門性を担保しながら、複数の障害種に対応した特別支援学校の設置を進めるとともに、その望ましい名称について検討する。
- 生徒の実態に応じた就労が可能となるよう、経済団体や、労働関係機関との連携を密にして、多様な職場の開拓に努める。

#### 第4 関係機関との連携について

幼児児童生徒への支援のあり方として、これまでの就学指導を中心とした「点」の教育支援から、就学前から就学後へと続く「線」の教育支援へ、さらに、保健・医療、福祉、労働等の関係機関等との連携による卒業後の自立までを見すえた「面」の教育支援をめざし、関係機関と連携した体制づくりを進める。

##### 1 保健・医療、福祉との連携

- 保健・医療、福祉といった関係機関と連携を進め、地域資源の活用も進めながら、子どものライフステージ（各学齢期）に応じた支援といった長期的な視点に立って、様々な分野からの総合的な支援システムを構築する。
- 保健・医療、福祉と連携協力して、子どもの教育的ニーズを適切に反映した個別の教育支援計画を作成しながら、本人・保護者に対する適切な相談支援を行う。

## 2 労働部局や経済団体との連携

- 発達障害を含む障害のある生徒の学校卒業後の就労促進のため、ハローワークや障害者働き・暮らし応援センター等の就労支援のための機関との連携を進めるとともに、本人・保護者への適切な情報提供に努める。
  
- 労働部局や経済団体等との連携を強化し、職場の開拓や企業ニーズの把握に努めるとともに、障害のある生徒への就労支援体制を整備・構築する。

## 第5 実施計画作成に向けて

### 1 実施計画作成の位置付け

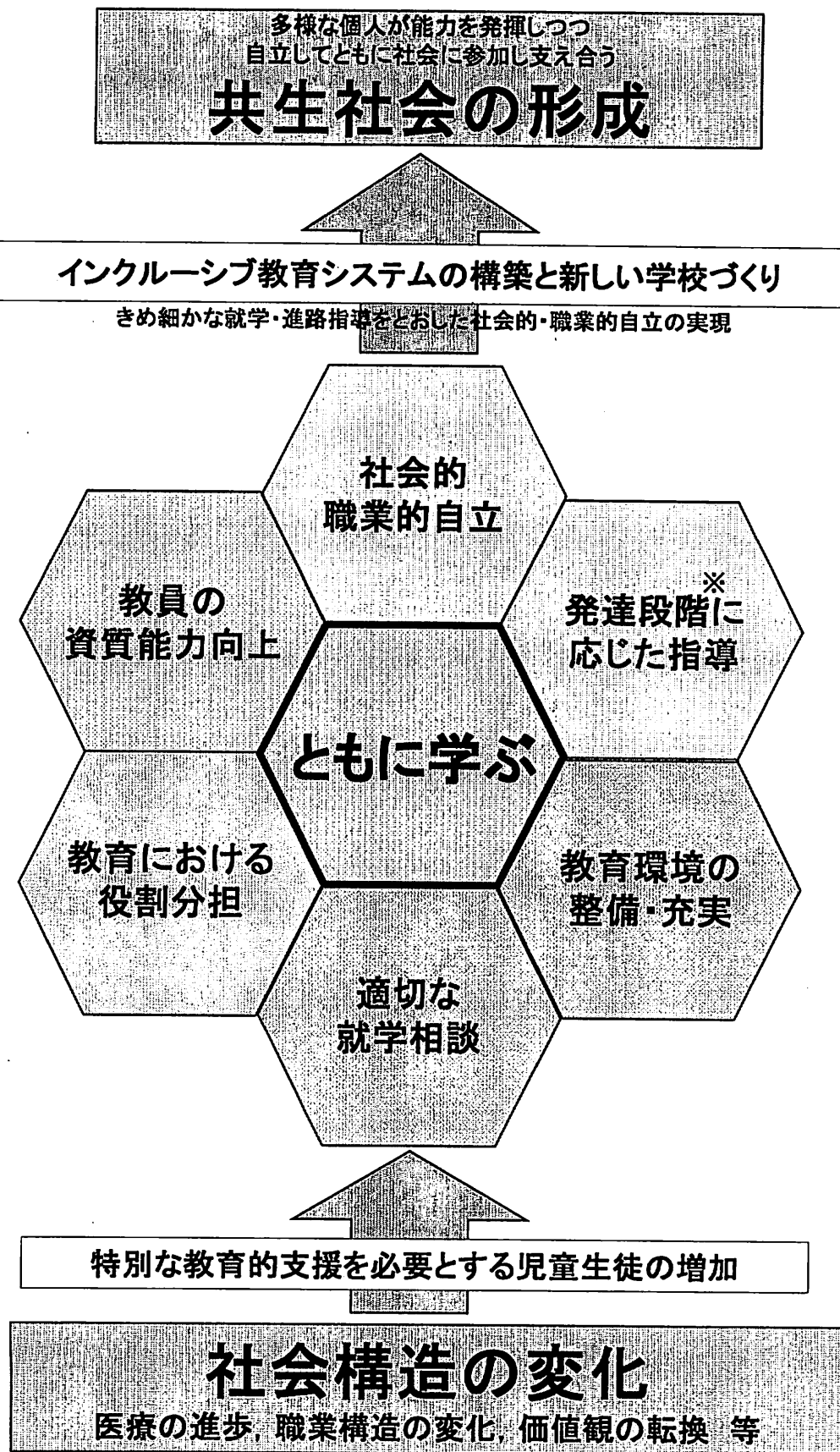
「基本ビジョン」に基づく具体の「実施計画」の策定に当たっては、市町教育委員会との十分な意見交換を行い、5年程度を計画期間とする短・中期計画および10年程度を計画期間とする中・長期計画を策定する。

### 2 計画作成のスケジュール

「実施計画」の策定にあたっては、平成27年度中を目途とする。

なお、短・中期計画の完成時に、あらかじめ設定した評価指標に基づき、中・長期計画に向けての中間評価を行う。

# 基本ビジョンの構成イメージ



※「発達段階」は、生活年齢と発達年齢の双方の意味を含む

## 基本ビジョンにおける各校園等のイメージモデル

基本的考え方 ～きめ細かな就学・進路指導をととした社会的・職業的自立の実現～

- 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ
  - 障害の重い子どもも含めて、可能な限り地域の学校で学ぶことをめざす
- 一人ひとりの子どもが、自らの障害に応じて社会的・職業的に自立する
  - 日常生活や集団生活に必要な力を身に付け、障害や適性に応じた進路を選択する

※斜体および破線部分は、今後の研究テーマを示す。

